

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査   |
| 2 | 監査の対象   | 市民生活部  |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和6年度4月～10月分 必要に応じて令和5年度分<br>令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画<br>並びに令和6年度 現地監査等実施計画（以下「実施計画」<br>という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所   |
| 5 | 監査の日程   | 令和6年8月6日～令和6年8月28日及び<br>令和6年11月27日～令和7年1月27日   |
| 6 | 監査の結果   |  |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

客引き行為等の禁止等に関する条例過料の未収金は、前年度末と比較して9件、450,000円の増であり、令和6年10月末現在では23件、1,150,000円である。

また、同条例過料に係る延滞金は、前年度末と比較して1件、5,700円の増であり、令和6年10月末現在では6件、13,700円である。

今後とも、客引き行為等の防止に努めることに加え、現年度未収金及び過年度未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について

国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和5年度決算において、前年度比0.34ポイント増の80.99%であった。

しかしながら、令和6年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,425,397,660円である。

今後とも、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、更なる収納率の向上を図られたい。

### (3) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市会計規則第 64 条の 2 第 1 項は、支出負担行為として整理する時期は別表第 2 に定める区分によるものとし、別表第 2 では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定しており、債務を負担することを決定するときに支出負担行為を整理する時期としている。

しかしながら、令和 6 年度国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）について、令和 6 年 4 月 2 日付けの県からの通知を受け、市が債務を負担することを決定しているにもかかわらず、令和 6 年 7 月 9 日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第 18 条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、市民生活政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあつた。

今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (4) 事故の防止について

令和 6 年 7 月 1 日に北部事務所において、来所者がマイナンバーカード申請用の顔写真撮影のため丸椅子に着席する際、後方に設置されたパーテーションが可動式であることを知らず、パーテーションにもたれかかったことにより転倒し、後頭部を打撲する事故が発生した。

今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

### (5) 国民健康保険の特別調整交付金の適正な申請について

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号フの規定による特別調整交付金の交付方針及び交付申請額の算定方法等については、特別調整交付金交付基準が示されている。

また、当該基準は、「被用者保険の被扶養者であつた者に係る国民健康保険料

（税）の条例による減免措置を実施した」額は特別調整交付金の交付申請の対象としている。

しかしながら、国民健康保険の特別調整交付金について、総合行政情報システムの設定及び算出結果データの確認不足により、令和2年度から令和4年度にかけて、特別調整交付金交付基準で示された減免措置を実施した額を超えた額で申請したため、交付金が過大に交付されていた。

今後は、本事案に係る対応策を反映した事務取扱マニュアルに従い事務を行うなど、再発防止に取り組むとともに、特別調整交付金交付基準を遵守し、適正に申請されたい。

#### [意見事項]

##### (1) 業務委託における契約依頼時の予算管理の徹底について

市民生活部が所管する予算科目の一つである（款）民生費（項）市民生活費（目）支所費（節）委託料（以下「支所費委託料」という。）において、令和6年度当初入札執行希望の業務委託である柳津地域事務所警備業務委託（その2）を契約依頼する際、その設計金額を含めた令和6年度執行予定額（本件に関しては、令和5年度までに契約済みの業務委託における契約金額のうち令和6年度予算執行分の総額、令和6年度当初入札執行希望の業務委託として契約依頼を行った業務委託（契約締結に至っていないもの）の設計金額の総額、令和6年度当初入札執行希望の業務委託として契約依頼を行う予定である業務委託の設計金額の総額、及び柳津地域事務所警備業務委託（その2）の契約依頼時点において、令和6年度内に契約依頼を行う予定であり、かつ同年度内に執行予定である業務委託の設計金額として想定される金額の総額の合計額のことをいう。）が、支所費委託料の予算額を上回っていたことに気付かず、契約依頼を行っていた。

今後は、同様の事案が起らないよう、業務委託における契約依頼時の予算執行管理を徹底されたい。